

改 正 後	改 正 前
<p>（製造時等検査等）</p> <p>第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者（以下「製造時等検査代行機関」という。）の検査を受けた場合</p> <p>二 輸入された特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査（製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものに係る検査に限る。）を受けすることができる。</p> <p>一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。</p> <p>二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」と</p>	<p>（製造時等検査等）</p> <p>第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。ただし、製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者（以下「製造時等検査代行機関」という。）の検査を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者（以下この項において「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項（以下この項において「輸入時検査対象機械等」という。）について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査（製造時等検査代行機関の検</p>

いう。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 (略)

(製造時等検査代行機関の指定)

第四十六条 第三十八条第一項第一号の規定による指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)は、労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2・3 (略)

(性能検査代行機関)

第五十三条の二 第四十六条から前条までの規定は、性能検査代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「同項の性能検査(以下「性能検査」という。)」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と読み替えるものとする。

(個別検定代行機関)

第五十四条 第四十六条から第五十三条までの規定は、個別検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「製造時等検査」とあるのは「個別検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

査にあつては、輸入時検査対象機械等のうち労働省令で定めるものに係る検査に限る。)を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該特定機械等を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3 (略)

(製造時等検査代行機関の指定)

第四十六条 第三十八条第一項ただし書の規定による指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)は、労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2・3 (略)

(性能検査代行機関)

第五十三条の二 第四十六条から前条までの規定は、性能検査代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項ただし書」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「同項の性能検査(以下「性能検査」という。)」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と読み替えるものとする。

(個別検定代行機関)

第五十四条 第四十六条から第五十三条までの規定は、個別検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項ただし書」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「製造時等検査」とあるのは「個別検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

(公示)

第百十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

- 一 第三十八条第一項第一号、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二〇六 (略)

(公示)

第百十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

- 一 第三十八条第一項ただし書、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二〇六 (略)